

6月は「土砂災害防止月間」
風水害時は早めの避難を心がけましょう

土砂災害や各種水害（風水害）は、毎年発生のおそれがある災害です。山間部の多い青梅市では、特に土砂災害に警戒しなければなりません。風水害は、地震等と異なり、台風の接近や長雨などで事前に発生を予測することができません。早めの避難行動をとることに、被害を最小限にすることができま

台風等では、土砂災害警戒区域または浸水想定区域や浸水予想区域に住宅がある方が避難行動の対象となります。避難行動には、次の2種「命を守るための行動」です。「自分

6月2日～8日は「危険物安全週間」
知っておこう「くらしの中の危険物」

危険物を含む製品（ヘアスプレー等）は使用方法などを誤ると事故につながります。正しい使用方法を確認し、危険物品による事故を防止しましょう。

6月は「浸水対策強化月間」
浸水に備えましょう

道路にある雨水ますや側溝がふさがっていると、雨水が雨水管に流れ込まず、浸水の危険性が高まります。雨水ますや側溝にゴミを入れたり、上に物を置かないようにしましょう。

雨水浸透ます・貯留タンクの設置にご協力を

市では、道路内に設置の雨水本管が大雨や台風の際にあふれることを抑制するため、雨水浸透ます（屋根に降った雨水を地下に浸み込ませて水を防ぐもの）や貯留タンク（屋根に降った雨を一時的に溜めて再利用を図ることにより道路への雨水流出を抑えるもの）を宅地内に設置するよう、市民の皆さんへご協力をお願いしています。

の身は自分で守る」という意識を持ち、気象情報や避難情報などを確認して、みずからの判断で早めの避難を心がけましょう。

※災害発生時は、市ホームページ、市メール配信サービス、防災行政無線で随時情報提供します。防災行政無線が聞き取れなかったときは、電話応答0800・800・0062（無料通話）をご利用ください。

※避難行動に役立つ「ハザードマップ め組」をご利用ください。
問い合わせ 防災課危機管理係

問い合わせ 青梅消防署 22・0119、ホームページ http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-ournef/ 市防災課消防係

問い合わせ 都下水道局 域下水道本部計画課 042・527・4828、市下水管理課業務係

クを設置する方には、予算の範囲内で補助金を交付しています。補助金の交付には、対象区域等の条件や事前の手続きが必要のため、お問い合わせください。
問い合わせ 下水管理課 係

おうめ環境フェスタ2019

☆6月は「環境月間」です。環境問題は、地球温暖化対策からごみ問題まで、私たちの生活と深く関わり合っています。節電や節水、エコドライブ、ごみの減量など、身近なことから始めましょう。
☆おうめ環境フェスタ2019イベント
ワークショップやフリーマーケット、講演会、みどりのカーテンモニター事業等、さまざまなイベントを開催します。ぜひご参加ください。
入場無料 直接会場へ
問い合わせ 環境政策課管理係

Table with 2 columns: 日時・会場, イベント・内容. Includes dates like 6月2日 and 6月16日, and details of environmental events.

6月は「蚊の発生防止強化月間」

蚊は、デング熱やその他の感染症を媒介します。蚊の発生を抑制するとともに刺されないように対策を行いましょう。
▽幼虫対策：植木鉢の受け皿、空き缶等の水たまりをなくす。
▽成虫対策：草むら、やぶの手入れをする。長袖を着用する。
▽幼虫対策：植木鉢の受け皿では、感染症対策の普及啓発を実施しています。
詳細は、都福祉保健局ホームページ http://www.tokyo.metro.keinetto.jp/ をご覧ください。
問い合わせ 市環境政策課 環境対策係

長雨や集中豪雨に備えて
家のまわりの再点検を

長雨や集中豪雨に備えて崩れやすい石積みや土留めを補強し、雨水排水をよくするなど、安全対策を心がけてください。
すでに関係機関から改善指導等を受けた方は、必ず改良等を行ってください。
なお、一定の高さ以上の切り土や盛り土、石積みなどの築造は、事前に許可が必要となる場合がありますので、ご相談ください。
問い合わせ 都多摩建築指導事務所開発指導第一課 042・548・2040、市都市計画課

下水道使用料の減免

対象 次のいずれかに該当する、同一世帯の構成員全員が市民税非課税である世帯
▽身体障害者手帳1・2級所持者のいる世帯
▽愛の手帳1・2度所持者のいる世帯
▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者のいる世帯
1級所持者のいる世帯
※他の制度により減免を受けている世帯を除く
対象期間 平成30年1月分～12月分
減免額 1か月につき汚水排出量8mに相当する額
申し込み 6月30日までに各種手帳、水道契約者の

有害ごみの分別にご協力を

5月6日に有害ごみである着ファイターが燃やさないごみに混入されていたことが原因で収集車の火災が発生しました。乾電池、ライター、スプレー缶などの有害ごみは、必ず分別して排出してください。
排出できるもの 乾電池、蛍光管・電球、水銀体温計、ライター（着火ライター）、煙式殺虫剤の金属製容器、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ
※ボタン電池、小型充電式電池は家電小売店等が設置する回収箱へ
排出時の注意事項 透明か半透明の袋に入れてください。ライター、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベなどは、使い切ってから、穴を開けないで排出してください。中身が残っている場合は「残有り」等の張り紙をしてください。
リサイクルセンターへの持ち込み
持ち込みできる日時 月々金曜日、日曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く
持ち込み方法 住所が分かるものをお持ちのうえ、受付へV受付後、各専用箱に入れてください。
※持ち込み際に使用した入れ物は、持ち帰ってください。
問い合わせ 清掃リサイクル課 係

西多摩衛生組合 公害防止協定の全面改定

青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の可燃ごみを共同処理する西多摩衛生組合は、平成10年の環境センター供用開始に伴い、羽村9町内会自治会生活環境保全協議会および瑞穂町環境問題連絡協議会と公害防止協定を取り交わしました。
この協定は、清掃工場の操業に関して法規制よりも厳しい自主規制を定めることと、周辺住民の生活環境の保全に重要な役割を果たしてきました。
令和元年5月、組合と両協議会は、これまでの協定を全面改定し、ダイオキシン類の自主規制値を改定前の10分の1とすることなどを盛り込んだ新たな公害防止協定を締結しました。
この協定は、環境センターの長寿命化計画などに伴う周辺住民とのこれまでの意見交換を踏まえたもので、組合と両協議会が協働する中、当組合は、一層の環境負荷の低減に取り組んでいきます。
問い合わせ 同組合計画管理課 042・554・2409、ホームページ http://www.nishiie.or.jp

平成30年度ダイオキシン類測定結果

Table showing environmental monitoring results for dioxin-like substances in exhaust gases from environmental centers. Columns include sampling location, date, and measurement value.

※各炉煙突排ガス採取口
▷1ナノグラム (ng) は10億分の1グラム (g)
▷法規制値は1ng-TEQ/mN (ダイオキシン類対策特別措置法)
▷公害防止協定期制値は0.5ng-TEQ/mN (令和元年5月8日以降は0.05ng-TEQ/mN)

Table showing environmental monitoring results for dioxin-like substances in the atmosphere around environmental centers. Columns include sampling location, date, and measurement value.

▷1ピコグラム (pg) は1兆分の1グラム (g)
▷環境基準値は0.6pg-TEQ/m (ダイオキシン類対策特別措置法)
問い合わせ 西多摩衛生組合計画管理課 042-554-2409